

山梨県公報

第千九百八号

平成二十年

十二月十一日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(二件)……………六七一

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施の一部を改正する告示……………六七二

県営土地改良事業計画の変更……………六七二

換地計画の適当決定……………六七二

一定の団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が……………六七二

安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………六七二

訓令

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令……………六七二

公告

開発行為に関する工事の完了について……………六七三

開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について……………六七三

公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………六七三

告示

山梨県告示第五百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大城字蔵平一五七〇の内一・一五七二の内一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字蔵平一五五〇の一、一五五一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字蔵平一五五〇の一・一五五一・一五七〇の内一・一五七二の内一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡増穂町高下字北畑九五一の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北畑九五一の四(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五百八号

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施（平成二十年山梨県告示第百号）の一部を次のように改正する。

平成二十年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

本則の表高病原性鳥インフルエンザの発生予察のための項中「うずら」の下に「きじ、だちょう、ほろほろ鳥」を加える。

附則

この告示は、平成二十年十二月二十日から施行する。

山梨県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業東八中央東地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十二月十二日から平成二十一年一月十九日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十一年一月二十日から同年二月三日まで

山梨県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、甲州市長から認可申請のあった菱山寺沢地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
平成二十年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十二月十二日から平成二十一年一月十九日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申立期間

平成二十一年一月二十日から同年二月三日まで

山梨県告示第五百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第二項の規定により一定の一団の土地の区域内に存することとなる各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。
平成二十年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 認定番号

山梨県指令建指第二五七二号

二 認定対象区域

甲斐市中下条字金ノ宮五三八番一、五三八番二

三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所

山梨県土整備部建築指導課

訓 令

山梨県訓令甲第十七号

本 出 先 機 関 庁

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令

出先機関庁舎等管理規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表中十一の項を十二の項とし、五の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次の一項を加える。

五 東八代合同庁舎	
総合県税事務所	
計量検定所	
流域下水道事務所	

附則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間におけるこの訓令による改正後の出先機関庁舎等管理規程別表五の項の東八代合同庁舎の管理責任者は、同訓令第三条第一項の規定にかかわらず、同訓令別表五の項の流域下水道事務所の所長とする。

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字出口道下一〇七二の二の一部、一〇七二の九の一部、一〇七二の一〇の一部、一〇八〇の二、一〇八〇の三、一〇八一の二及び一〇八六並びに字見通道下一〇二九の一、一〇二九の四及び一〇二九の五の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役社長 稲葉善治

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十年十二月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

西八代郡市川三郷町市川大門字向新田三四二三の二の一部、三四二三の三の一部、三四二三の四の一部、三四二三の五の一部、三四二三の六の一部、三四二三の七の一部、三四二三の八の一部、三四二三の九の一部、三四二三の一〇の一部、三四二三の一〇の一部、三四二三の一〇の一部、三四二三の一〇の一部、三四二三の一〇の一部、三四二七の二の一部、三四九五の三の一部、三四九五の四の一部、三四九五の二六、三四九五の四一の一部、三八四〇の二の一部、道路の一部の区域

二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路 公園 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番三 市川三郷町長 久保真一

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百四十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十年十二月十一日

別表第三中

山梨県公安委員会
委員長 丸 茂 紀 彦

二	県道 甲府昇 仙峡線	甲府市平瀬町三、二〇番地の三先(溪水館)から甲府市竹日向町七六〇番地の先(仙勝家)まで(三、一〇〇メートル)	車両(觀光用馬車を除く)	五月一日から十一月三十日までの間の土、日、休日九時から十七時まで	甲府 五六・七・二八 四一號
---	------------------	--	--------------	----------------------------------	----------------------

を

二	県道 甲府昇 仙峡線	甲府市平瀬町三、二〇番地の三先(溪水館)から甲府市竹日向町七六〇番地の先(仙勝家)まで(三、一〇〇メートル)	車両(觀光用馬車を除く)	九時から十七時まで(五月一日から一月三日までの間の土曜、日曜、休日)	甲府 平成二〇年二月 一一日 告示第一四八号
---	------------------	--	--------------	------------------------------------	---------------------------------

に改める。
別表第四中

八	県道 甲府昇 仙峡線	甲府市平瀬町三、二〇番地の三先(溪水館)から甲府市竹日向町	車両	車両進行 南から北	甲府 五六・七・二 八 四一號
---	------------------	-------------------------------	----	--------------	--------------------------

を

七六〇番地の先(仙勝家)まで(三、一〇〇メートル)	五月一日から十一月三十日までの間の月曜日から金曜日の九時から十七時まで	甲府 平成二〇年一 二月一日 告示第一四八 号
---------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

に

八	県道 甲府昇 仙峡線	甲府市平瀬町三、二〇番地の三先(溪水館)から甲府市竹日向町七六〇番地の先(仙勝家)まで(三、一〇〇メートル)	車両(觀光用馬車を除く)	車両進行 南から北 へ九時から十七時まで(五月一日から一月三日までの間の月曜日から金曜日まで)	甲府 平成二〇年一 二月一日 告示第一四八 号
---	------------------	--	--------------	---	-------------------------------------

を

四六四	町道 富田 支線	中巨摩郡竜王町富田新田一、五〇三番地先(大野安造方北側)から中巨摩郡竜王町富田新田一、四七九番地八先(金丸一郎方南側)まで(一三七メートル)	車両(二輪・軽車両を除く)	車両進行 東から西 へ終日	南甲 平成一五年一 二月一八日 告示第八八号
-----	----------------	--	---------------	---------------------	---------------------------------

四六四	市道富竹新田支線	甲斐市富竹新田一、五〇三番地先から甲斐市富竹新田一、五〇五番地先（ハイツ藤原南側）まで（九三メートル）	車両（二輪・軽車両を除く）	車両進行東から西へ終日	藤崎	平成二〇年一月一日 告示第一四八号
-----	----------	---	---------------	-------------	----	----------------------

に改める。
別表第九中

三九	町道第一農道踏切	西八代郡三珠町下河原六六四番地の二先	二・六 六・〇	大型大特自動車	市川	四九・四・一一 一六号
----	----------	--------------------	------------	---------	----	----------------

を

三九	削除				鯉沢	平成二〇年二月一日 告示第一四八号
----	----	--	--	--	----	----------------------

に改める。
別表第十中

二、四八八	市道六二号线	藤崎市若宮一丁目一番一号先（藤崎駅東側）			藤崎	五九・一・一九 二号
-------	--------	----------------------	--	--	----	---------------

を

二、四八八	市道四号線	藤崎市若宮一丁目一、四四三番地三先（JR中央線藤崎駅舎東側）			藤崎	平成二〇年二月一日 告示第一四八号
-------	-------	--------------------------------	--	--	----	----------------------

に

二、五三五	市道	藤崎市若宮二丁目一三番五号先			藤崎	五九・一・一九
-------	----	----------------	--	--	----	---------

	下宿相袋線	（片倉工業(株)藤崎工場前）				二号
--	-------	----------------	--	--	--	----

二、五三五	市道二号線	藤崎市若宮二丁目一、六九八番地一先（幸楽苑東側）			藤崎	平成二〇年二月一日 告示第一四八号
-------	-------	--------------------------	--	--	----	----------------------

に

四、四九六	県道河口湖富士線	南都留郡河口湖町船津六、六六三番地の二級先（スバルライン入口交差点）	六	富士吉田	平一・二・一 五 告示第一〇号
-------	----------	------------------------------------	---	------	-----------------------

を

四、四九六	県道富士河口湖線	南都留郡富士河口湖町船津六、六六三番地の二級先（スバルライン入口交差点）	七	富士吉田	平成二〇年二月一日 告示第一四八号
-------	----------	--------------------------------------	---	------	----------------------

に

五、二五九	県道島上条宮久保線見堂線（大袋パイパス）	甲斐市大袋四六番地の三先（双葉東小通学路交差点）	一	藤崎	平成二〇年一月一日 告示第一三四号
-------	----------------------	--------------------------	---	----	----------------------

を

五、二五九	県道島上条宮	甲斐市大袋四六番地の三先（双葉東小通学路交差点）	一	藤崎	平成二〇年一月一日
-------	--------	--------------------------	---	----	-----------

五、二六〇	久保絵見堂線(大袋バイパス)	南都留郡西桂町倉見二三三番地	一月一日	告示第一三四号
西桂線	県道富士吉田	南都留郡西桂町倉見二三三番地	一月一日	告示第一四八号

別表第十六中

七、三五七	市道	甲府市大津町二、二〇七番地の一先(工業団地造成地北側)	南甲府	平成二〇年二月六日
七、三五八	市道	甲府市大津町二、一六六番地の一先(石原美和子所有畑南側)	南甲府	平成二〇年二月六日

七、三五七	削除		南甲府	平成二〇年二月一日
七、三五八	削除		南甲府	平成二〇年二月一日

一一、三二七	市道	甲斐市大袋九五番地先(十字路口交差点・西進車両)	葦崎	平成二〇年一月一日
--------	----	--------------------------	----	-----------

				告示第一三四号
--	--	--	--	---------

一一、三二七	市道	甲斐市大袋九五番地先(十字路口交差点・西進車両)	葦崎	平成二〇年一月一日
一一、三二八	市道	甲府市大津町一、〇八八番地二先(NECコンピュータテック)南側丁字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二〇年一月一日
一一、三二九	市道	甲府市大津町一、〇〇八番地五先(東洋アイテック山梨工場北側丁字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二〇年一月一日
一一、三三〇	市道	南アルプス市落合一、三四九番地先(西落合一号橋東側十字路口交差点・西進車両)	南アルプス	平成二〇年一月一日
一一、三三一	市道	南アルプス市落合一、四二二番地の二先(十字路口交差点・西進車両)	南アルプス	平成二〇年一月一日
一一、三三二	市道	南アルプス市落合一、四二二番地の二先(十字路口交差点・西進車両)	南アルプス	平成二〇年一月一日
一一、三三三	市道	南アルプス市落合一、四二二番地の五先(十字路口交差点・東進車両)	南アルプス	平成二〇年一月一日
一一、三三四	農道	北杜市須玉町小倉二、六二三番地三先(丁字路交差点・北進車両)	北杜	平成二〇年一月一日
一一、三三五	八ヶ岳広域農道	北杜市須玉町東向三、二三五番地一先(丁字路交差点・東進車両)	北杜	平成二〇年一月一日

に改める。

別表第十九中

一五九	県道敷島田富線	中巨摩郡昭和町飯喰字村西一、二四六番地の一先(釜無川工業団地入口交差点)から中巨摩郡竜王町西八幡三、六六八番地先(竜王西小学校北交差点)までの両側歩道(一、八〇メートル)	南甲府	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-----	---------	---	-----	----------------------

を

一五九	県道甲斐中央線	中巨摩郡昭和町飯喰一、二四六番地の一先(釜無工業団地入口交差点)から甲斐市西八幡二、五四九番地一先(玉幡小学校入口交差点)までの両側歩道(二、四四〇メートル)	南甲府 葦崎	平成二〇年二月一日 告示第一四八号
-----	---------	---	-----------	----------------------

に改める。

別表第三十三中

三	県道 葦崎御岳 線市道	葦崎市藤井町南下条三七一番地先(東中北東角)	二 四四号	五三・一一・二二
---	-------------------	------------------------	----------	----------

を

三	削除			平成二〇年二月一日 告示第一四八号
---	----	--	--	----------------------

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番